R03-15　新・農地の法律がよくわかる百問百答（改訂３版）　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章立て | 項　　目 | 改訂概要 |
| 第１　農地法関係 | Ⅱ　耕作目的での農地の権利移　　　　動Ⅲ　耕作目的での法人の農地取得Ⅳ　農地の転用Ⅵ　遊休農地に関する措置Ⅷ　農地についての税制 | ・「農家が耕作目的で農地を買ったり借りたりする場合の支援措置」の回答のうち、スーパーＬ資金、相続税・贈与税納税猶予等の内容を修正、農地を譲渡した場合の譲渡所得税2,000万円控除を追加・「サラリーマン向けの市民農園の開設」の回答に、特定都市農地貸付け（都市農地貸借円滑化法）に関する内容を追加・「農地所有適格法人とは？」の回答のうち、同法人の事業要件に営農型太陽光発電事業、バイオマス発電事業等を追加、そのほか、役員兼務の特例（基盤法14条２項）を追加〈新　規〉・農作物栽培高度化施設に関する問答を新設・「農地転用許可の基準とは」の回答のうち、一般基準に「地域の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に悪影響を与えないこと」を追加・「太陽光発電設備を設置する場合の農地転用の取扱い」の回答を最新の通知内容に修正〈新　規〉・農地転用が認められる建築条件付宅地分譲の要件に関する問答を新設〈新　規〉・「農地を耕作しないと罰則があるのか？」を新設・共有農地における賃貸借等の設定に関する手続き等を修正・所得税、贈与・相続税などの特例等に関する内容全般を最新のものに修正 |
| 第２　農業経営基盤強化促進法関係 | Ⅱ　農業経営改善計画及び青年等就農計画Ⅲ　利用権設定等Ⅳ　旧農地利用集積円滑化団体Ⅴ　農用地利用改善事業等 | ・「農業経営改善計画の認定を受けるには？」の回答のうち、認定基準の「基本構想に照らし適切なもの」とは所得水準による判断のみで十分とされていること等を追加・「基盤法で貸す場合の手続きは？」の回答に、２分の１以上の共有持分を有する者が不明の場合に農業委員会の探索・・公示の手続きを経て全員同意したとみなす制度がある旨を追加・「共有地の場合、全員同意が必要か？」の回答に、共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続きの特例を追加〈新　規〉・「共有者の一人からの申出によって利用権の設定を行える仕組み」について問答を新設・「基盤法で売買・貸借する場合のメリットは？」の回答に譲渡所得税の2,000万円特別控除を追加〈新　規〉・「旧農地利用集積円滑化団体の取扱いは？」を新設〈新　規〉・特例農用地利用規程に関する問答を新設 |
| 農地中間管理法関係 |  | ・「人・農地プランとは？」の回答に人・農地プランの実質化に関する内容を追加・「中間機構に農地を貸す場合、借りる場合の手続きは？」の回答に「農用地利用集積計画一括方式」のフロー図を追加〈新　規〉・「中間機構が借入れと貸付けを一括して集積計画で行うのはどのような場合か？」の問答を新設 |
| 〈新規〉生産緑地法関係 |  | 〈新　規〉次の問答を新設（問）生産緑地にはどのような土地が指定できるのか？（問）三大都市圏特定市以外でも生産緑地の指定はできるか？（問）生産緑地に指定された場合の効果や規制等は？（問）生産緑地で許可される農林漁業用施設等とは？（問）法８条の行為制限が解除されるのはどのような場合か？（問）農林漁業に従事することを不可能にさせる故障とは？（問）生産緑地の買取り申出に伴う「主たる従事者」の要件とは？（問）主たる従事者の死亡・故障、もしくは指定から30年経過しなければ買取り申出はできないのか？（問）指定から30年が経過した生産緑地の税制上の特例等は？（問）特定生産緑地に指定した場合の規制や税制特例は？（問）旧法（H3改正以前）で指定された第一種生産緑地はどうなったか？ |
| 〈新規〉都市農地貸借円滑化法関係 |  | 〈新　規〉次の問答を新設（問）都市農地貸借円滑化法とはどのような法律か？（問）法律の対象となるのはどのような農地等か？（問）借り手となる農業者が行う手続きは？（問）都市農地貸借円滑化法で市民農園を開設する場合の考え方は？（問）農地所有者の死亡により相続が発生した際の考え方は？（問）農地所有者が死亡した場合、生産緑地指定30年経過前若しくは特定生産緑地の指定・延長10年経過前の買取り申出は？（問）農地の借り手が死亡した場合の取り扱いは？ |
| 市民農園関係 |  | 〈新　規〉特定都市農地貸付け（都市農地貸借円滑化法）関係の次の問答を新設（問）市街化区域内農地で市民農園を開設する際の留意点は？（問）特定農地貸付法で開設する場合との違いは？（問）生産緑地の場合、市民農園に貸していると所有者が死亡・故障した場合に買取り申出ができないのか？ |

※）上記の他にも古くなった設問の削除、法律・通知・様式の改正等の反映、「農地利用集積円滑化事業（団体）」の記述の

削除（旧農地利用集積円滑化団地の項目を新設）、内容・表記の見直し、統計データの更新等を行っています。